

川越市内で営業する飲食店・宿泊施設が対象です

## 「おいしい川越農産物提供店」認定制度 はじめました



認定対象は市内の  
飲食店と宿泊施設！  
仕出し店、  
デリバリー店もOK！

提供店の情報は  
川越市HP etc.  
で紹介！

PR資材の  
提供あっせんのほか  
参加型イベント etc.を  
企画します！

川越産農産物の魅力をより多くの方々に知っていただくため  
川越産農産物の活用などに積極的に取り組んでいる  
市内の飲食店・宿泊施設を  
「おいしい川越農産物提供店」

として認定する制度をはじめました！

※この制度の「川越産農産物」は、川越市内で生産・飼育された農産物・畜産物です。



「おいしい川越農産物提供店」に認定されると・・・  
ホームページやパンフレット等で  
積極的にPRします！  
市民や観光客に知っていただく  
イベントを実施予定！

その他「おいしい川越農産物提供店」を  
広く知っていただく取組を予定しています！

「おいしい川越農産物提供店」に認定された飲食店・宿泊施設は、  
次の5つのことに取り組んでいただきます。

- 1 「認定証」を店舗内の目立つところに掲示
- 2 川越産農産物を使用した料理・川越産農産物をPR
- 3 提供する料理に、川越産農産物を積極的に活用
- 4 川越産農産物の魅力が伝わる料理を開発
- 5 川越産農産物のPRに耳寄りな情報を市に提供（自店での取組 etc.）



詳しい認定要件・申込方法は、中面を御覧ください

川越市



## 対象と認定要件

- **対象**：川越市内で営業する飲食店及び料理を提供する宿泊施設です。  
「出前や宅配のみ」といった料理の提供形態の飲食店を含みます。
- **認定要件**：申込書（パンフレット中面右）の表に記載の要件のうち、必須項目（5項目全て）、かつ、個別項目（3項目中2項目以上）を実践する飲食店・宿泊施設を、店舗ごとに「おいしい川越農産物提供店」として認定します。

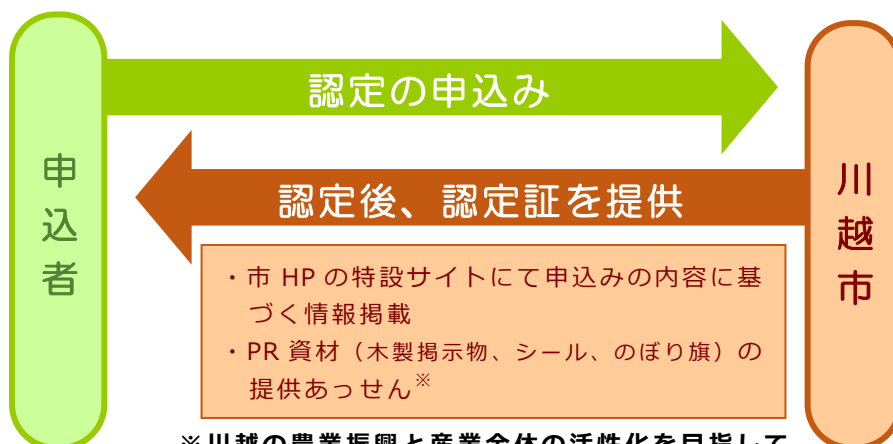
## 申込方法

認定を希望する飲食店・宿泊施設の代表者は、①認定申込書（パンフレット中面右）、②別紙（パンフレット裏面）に御記入の上、③添付書類（川越産農産物を活用した料理等の写真）を添付して、申込窓口へ御提出ください。

※ 申込書及び申込書の記載例は、市 HP からダウンロードできます

申込窓口

川越市 産業観光部 産業振興課（本庁舎5階）  
〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1



※川越の農業振興と産業全体の活性化を目指して活動する「川越産農産物ブランド化連絡会」が、市との連携の下、PR 資材の提供を実施します。

### 認定後にお願いするその他の主な事項

- **調査への協力**：必要に応じ、市が実施する調査に協力してください。
- **認定内容の変更**：申込書の記載事項に変更があった場合は、産業振興課にお問い合わせください（変更届の提出が必要な場合があります）。
- **認定の辞退**：次の場合は、それぞれ次のタイミングで産業振興課に届け出てください。
  - ① 営業を終了した場合（廃業等）…… 事由発生後、速やかに
  - ② 提供店の認定を辞退しようとする場合…… 事由発生前、あらかじめ
- **認定の解除**：次のような場合は、提供店の認定を解除することがあります。
  - ① 認定要件を満たさない場合、② 著しい消費者等の信頼・川越産農産物のイメージの失墜行為があった場合、③ 認定を解除すべき重大な事由があった場合 など

【お問い合わせ先】川越市 産業観光部 産業振興課 商業振興担当  
☎ 049-224-5934（直通）

「おいしい川越農産物提供店」認定制度について（川越市ホームページ）

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/jigyoshamuke/shogyojoho/oishi-kawagoe-nintei.html>



QRコードはこちら

おいしい川越農産物提供店認定申込書

年 月 日

(提出先)  
川越市長

店舗等の所在地  
申込者 店舗等の名称  
代表者の氏名

おいしい川越農産物提供店の認定を受けたいので、川越産農産物提供店認定事業実施要綱第3条第1項の規定により、別紙その他関係書類を添えて申し込めます。

なお、認定を受けた場合には、この申込書の記載事項について公表されること及び同要綱第6条第1項の規定による調査に協力することにつき、同意します。

【認定要件の適合状況（該当する項目に○を付してください。）】

申込みに係る店舗等が次のとおり所要の認定要件に適合していることを宣誓します。

必須項目（5項目全て）	個別項目（2項目以上）
1 川越産農産物提供店認定事業の趣旨に賛同し、料理等に川越産農産物を積極的に活用し、川越産農産物の魅力をPRする意思がある。	1 年間を通して、川越産農産物を使用した料理等を提供し、川越産農産物をPRする。
2 地産地消関連事業（市等が実施するキャンペーン、イベント等への参加、チラシ、パンフレット等の設置、各種調査への協力等の事業をいう。）に積極的に協力する。	2 川越産農産物を使用した料理等について、栄養成分表示、野菜使用量、エネルギー等の情報をメニュー表、掲示板等に表示し、健康面から川越産農産物をPRする。
3 市のホームページ、広報紙等に、提供店として紹介することについて承諾する。	3 川越産農産物を使用するメニューの種類を増やしていく意欲がある。
4 食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令及び関係例規を遵守している。	
5 料理等に使用している川越産農産物を常にメニュー表、掲示板等で分かりやすく表示し、広くPRする。	

店舗等の名称	
店舗等の連絡先等	所在地：〒 TEL： FAX： E-mail： ホームページアドレス： 緊急時の連絡先： (代表者・担当者・その他( ))
店舗等の種類 ※ いずれかにチェックをしてください。	<input type="checkbox"/> 飲食店（レストラン、カフェ、食堂、居酒屋等） <input type="checkbox"/> 飲食サービスを提供する宿泊施設（旅館、ホテル等）
店舗等の概要	
健康面から川越産農産物をPRする取組の概要 ※ 認定要件（個別項目）の2を選択した場合	(例：栄養成分表示、野菜使用量、エネルギー等で工夫している事項)
上記取組のPRの方法 ※ 認定要件（個別項目）の2を選択した場合	(例：メニュー表、掲示板等への表示)
川越産農産物を使用した商品の内容	(例：商品名、利用する川越産農産物、提供時期、価格等)
川越産農産物の年間利用計画	(例：利用する川越産農産物、利用時期、仕入先等)
添付書類	川越産農産物を使用した商品等（料理等）の写真

備考 上記の内容は、市のホームページへの掲載等公表する場合があります。